

会議の運営について（案）

温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会の運営については、以下のとおりとする。

1. 会議は、原則として公開し、インターネット上でライブ中継を行う。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事録は、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、公開する。
4. 会議の開催日程は、事前に経済産業省のホームページで公表する。
5. 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
6. 上記 1. ～5. に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。